

労働基準局監督課 標準文書保存期間基準（保存期間表）

令和7年4月1日から適用

文書管理者：労働基準局監督課長

[illegible]

個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯

労働基準局監督課 標準文書保存期間基準（保存期間表）

令和7年4月1日から適用

文書管理者：労働基準局監督課長

事項	業務の 区分	当該事務に係る 行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等 の名称)	保存 期間	文書管理規則の 別表2の該当 事項・業務の区分	保存期間終了 時の措置
11 個人の権利義務 の得喪及びその 経緯	(2) 行政 手続法第2 条第3号の 許認可等に 関する重要 な経緯	許認可等をするため の決裁文書その他許 認可等に至る過程が 記録された文書	・ 請求書 ・ 通知書	庶務関係	情報公開関係綴	令和〇〇年度情報公開関係	5年	2(1)①11(2)	廃棄
			・ 原議 ・ 通知	企画・法規関係	情報公開関係綴	令和〇〇年度情報公開関係 綴	5年		
			・ 原議 ・ 通知	監察関係	情報公開関係綴	令和〇〇年度情報公開関係 綴	5年		
			・ 原議 ・ 通知	監督関係	情報公開関係綴	令和〇〇年度情報公開関係 綴	5年		
			・ 原議 ・ 通知	過重労働特別監督係	情報公開関係綴	令和〇〇年度情報公開関係 綴	5年		
			・ 原議 ・ 通知	特定分野関係	情報公開関係綴	令和〇〇年度情報公開関係 綴	5年		
			・ 通知	立替払事業関係	情報公開関係綴	令和〇〇年度情報公開関係	5年		
			・ 原議 ・ 通知	データ活用推進関係	情報公開関係綴	令和〇〇年度情報公開関係	5年		

労働基準局監督課 標準文書保存期間基準（保存期間表）

令和7年4月1日から適用

文書管理者：労働基準局監督課長

事項		業務の 区分	当該事務に係る 行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 （行政文書ファイル等 の名称）	保存 期間	文書管理規則の 別表 2 の該当 事項・業務の区分	保存期間終了 時の措置
		（３）行政 手続法第2条 第4号の不利 益処分に関 する重要な 経緯	不利益処分をするた めの決裁文書その他 当該処分に至る過程 が記録された文書	・ 聴聞 ・ 処分結果	社会保険労務士関係	懲戒処分	懲戒処分	5年	2(1)①11(3)	廃棄
			（５）不服 申立に関す る審議会等 における検 討その他の 重要な経緯	③採決、決定その他 の処分をするための 決裁文書その他当該 処分に至る過程が記 録された文書	・ 審査請求書 ・ 裁決書	庶務関係	情報公開関係異議申立・審 査請求綴	令和〇〇年度情報公開関係 異議申立・審査請求綴	10年	2(1)①11(5)
		・ 審査請求書 ・ 裁決書		企画・法規関係	平均賃金関係綴	令和〇〇年度平均賃金関係 綴	10年			
		・ 審査請求書 ・ 裁決書		監察関係	個人情報保護法関係	令和〇〇年度保有個人情報 開示請求関係（審査請求）	10年			
		・ 審査請求書 ・ 裁決書		立替払関係	行政不服審査請求関係	令和〇〇年度行政不服審査 請求関係	10年			
		・ 審査請求 ・ 裁決書		社会保険労務士関係	情報公開	情報公開	10年			
		・ 審査請求書 ・ 裁決書	過重労働特別監督係	情報公開に関する審査請求	情報公開に関する審査請求 関係（令和〇年度）	10年				

労働基準局監督課 標準文書保存期間基準（保存期間表）

令和7年4月1日から適用

文書管理者：労働基準局監督課長

事項		業務の区分	当該事務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	文書管理規則の別表2の該当事項・業務の区分	保存期間終了時の措置
			①不服申立書又は口頭による不服申立における陳述の内容を録取した文書 ②審議会等文書 ③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書 ④裁決書又は決定書	・ 不服申立書 ・ 諮問、答申、意見 ・ 弁明書 ・ 裁決、決定書	社会保険労務士関係	行政不服審査請求関係	行政不服審査請求事件	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	2(1)①	廃棄
		(6) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関	②訴訟における主張又は立証に関する文書 ③判決書又は和解調書	・ 答弁書 ・ 判決書	社会保険労務士関係	訴訟	訴訟	10年	2(1)①11(6)	廃棄
		(4) 補助金等の交付に関する重要な経緯	②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書	・ 通知 ・ 交付決定	立替払関係	未払賃金立替払綴	令和〇〇年度未払賃金立替払綴	5年	2(1)①12(4)	廃棄
	12		①交付の要件に関する文書 ②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書 ③補助事業等実績報告書	・ 交付要綱 ・ 交付要領 ・ 交付申請書 ・ 実績報告書	社会保険労務士関係	補助金	〇〇年補助金	交付に係る事業が終了する日に係る特定	2(1)①	廃棄
その他の事項										
	14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(2) 訓令及び通達の立案の検討その他重要	・ 通知	庶務関係	相談員関係	訓令	10年	2(1)①14(2)	廃棄

労働基準局監督課 標準文書保存期間基準（保存期間表）

令和7年4月1日から適用
文書管理者：労働基準局監督課長

事項		業務の 区分	当該事務に係る 行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 （行政文書ファイル等 の名称）	保存 期間	文書管理規則の 別表2の該当 事項・業務の区分	保存期間終了 時の措置
		な経緯		・ 訓令			令和〇〇年度相談員	10年		
				・ 原議 ・ 通知	企画・法規関係	労働基準法解釈関係綴	労働基準法解釈関係綴	10年		
				・ 通達	監督関係	監督指導関係	令和〇〇年度監督指導関係	10年		
				・ 通知	監察関係	特定分野関係	令和〇〇年度特定分野関係	10年		
				・ 通知	特定分野関係	労働時間適正化キャンペー ン	令和〇〇年度労働時間適正 化キャンペーン	10年		
				・ 通知		過重労働解消キャンペーン	令和〇〇年度過重労働解消 キャンペーン	10年		
				・ 通知		特定分野労働条件関係	令和〇〇年度外国人労働 者・技能実習生	10年		
				・ 通知			令和〇〇年度非正規労働者 関係	10年		
				・ 通知			令和〇〇年度介護労働者関 係	10年		
				・ 訓令		相談員関係	訓令	10年		
				・ 通知			令和〇〇年度相談員	10年		

労働基準局監督課 標準文書保存期間基準（保存期間表）

令和7年4月1日から適用

文書管理者：労働基準局監督課長

事項		業務の 区分	当該事務に係る 行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 （行政文書ファイル等 の名称）	保存 期間	文書管理規則の 別表2の該当 事項・業務の区分	保存期間終了 時の措置
				・ 通知	データ活用推進関係	通達関係	令和〇〇年度通達関係	10年		
				・ 通知	自動車関係	自動車関係	令和〇〇年度自動車運転者 関係	10年		
				・ 訓令		相談員関係	訓令	10年		
				・ 通知			令和〇〇年度相談員	10年		
				・ 訓令	立替払関係	相談員関係	訓令	10年		
				・ 通達		通達関係	令和〇〇年度通達関係	10年		
				・ 通達	過重労働特別監督係	過重労働特別監督係関係	令和〇〇年過重労働特別監 督係関係	10年		
				・ 契約書 ・ 精算報告書 ・ 事業実施報告書 ・ 通達	庶務関係	委託事業	令和〇〇年度委託事業	10年		
				・ 原議 ・ 精算報告書 ・ 通達	企画・法規関係	委託事業関係綴	令和〇〇年度委託事業	10年		
				・ 実施決裁 ・ 精算決裁 ・ 通達	特定分野関係	委託事業綴	令和〇〇年度委託事業	10年		
				・ 実施決裁 ・ 精算決裁 ・ 通達	自動車関係	委託事業綴	令和〇〇年度委託事業	10年		

労働基準局監督課 標準文書保存期間基準（保存期間表）

令和7年4月1日から適用

文書管理者：労働基準局監督課長

事項		業務の 区分	当該事務に係る 行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等 の名称)	保存 期間	文書管理規則の 別表2の該当 事項・業務の区分	保存期間終了 時の措置
				・ 通知	立替払関係	相談員関係	令和〇〇年度相談員	5年	—	
20	栄典又は表彰に 関する事項	栄典又は表 彰の授与又 ははく奪の 重要な経緯	栄典又は表彰の授与 又ははく奪をするた めの決裁文書及び伝 達の文書	・ 協議案 ・ 調書 ・ 推薦書 ・ 調書	社会保険労務士関係	表彰・叙勲綴	大臣表彰	10年	2(1)①20	廃棄
							褒章・叙勲	10年		
21	国会及び審議会 等における審議 等に関する事項	国会審議	国会審議文書	・ 答弁書	企画・法規関係	国会答弁	令和〇〇年度国会答弁	10年	2(1)①21(1)	移管
22	文書の管理等に 関する事項	文書の管理 等	行政文書ファイル管 理簿その他の業務に 常用利用するもの として継続的に保存 すべき行政文書	・ 標準文書保存期間基準	文書管理	文書管理	標準文書保存期間基準（監 督課）	常用	2(1)①22	廃棄
23	統計調査に関す る事項	統計調査に 関する重要 な経緯	①統計の企画立案に 関する経緯が記録さ れた文書	・ 原議	企画・法規関係	労働基準監督年報綴	令和〇〇年労働基準監督年 報綴	5年	2(1)①23	移管
				・ 通知	監察関係	統計資料関係	令和〇〇年度統計資料関係	5年		廃棄
24	契約に関する事 項	契約に関す る重要な経 緯	契約に関する決裁文 書及びその他の契約 に至る過程が記録さ れた文書	・ 物品等購入決裁（印刷等）	庶務関係	物品等購入関係	令和〇〇年度物品等購入関 係	5年	2(1)①24	廃棄
				・ 仕様書 ・ 見積書	企画・法規関係	調達関係	令和〇〇年度調達関係綴	5年		
				・ 仕様書 ・ 見積書	監督関係	調達関係	令和〇〇年度調達関係綴	5年		

労働基準局監督課 標準文書保存期間基準（保存期間表）

令和7年4月1日から適用

文書管理者：労働基準局監督課長

事項		業務の 区分	当該事務に係る 行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 （行政文書ファイル等 の名称）	保存 期間	文書管理規則の 別表2の該当 事項・業務の区分	保存期間終了 時の措置
				・ 仕様書 ・ 見積書	監察関係	調達関係	令和〇〇年度調達関係綴	5年		
				・ 仕様書 ・ 見積書	社会保険労務士関係	調達関係	令和〇〇年度調達関係綴	5年		
				・ 仕様書 ・ 見積書	特定分野関係	調達関係	令和〇〇年度調達関係綴	5年		
				・ 仕様書 ・ 見積書	立替払関係	調達関係	令和〇〇年度調達関係綴	5年		
				・ 仕様書 ・ 見積書	過重労働特別監督係	調達関係	令和〇〇年度調達関係綴	5年		
				・ 仕様書 ・ 見積書 ・ 実施決裁	データ活用推進関係	調達関係	令和〇〇年度調達関係綴	5年		
				・ パンフレット	特定分野関係	パンフレット	令和〇〇年度パンフレット	5年		
				・ 契約書 精算報告書	自動車関係	パンフレット	令和〇〇年度パンフレット	5年		
				・ 実施決裁 ・ 精算決裁 ・ 通達	委託事業関係	委託事業綴	令和〇〇年度委託事業	5年		
				・ 契約書 ・ 精算報告書 ・ 事業実施報告書 ・ 通達	庶務関係	委託事業	令和〇〇年度委託事業	5年		
				・ 原議 ・ 精算報告書 ・ 通達	企画・法規関係	委託事業関係綴	令和〇〇年度委託事業	5年		

労働基準局監督課 標準文書保存期間基準（保存期間表）

令和7年4月1日から適用

文書管理者：労働基準局監督課長

事項		業務の 区分	当該事務に係る 行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等 の名称)	保存 期間	文書管理規則の 別表2の該当 事項・業務の区分	保存期間終了 時の措置
その他				・ 実施決裁 ・ 精算決裁	監督関係	委託事業関係綴	令和〇〇年度委託事業	5年		
				・ 実施決裁 ・ 精算決裁	過重労働特別監督係	委託事業関係綴	令和〇〇年度委託事業	5年		
				・ 実施決裁 ・ 精算決裁 ・ 通達	自動車関係	委託事業綴	令和〇〇年度委託事業	5年		
	歴史的事態に関 する事項			・ 原議 ・ 通知	歴史的事態関係	東日本大震災関係綴	東日本大震災関係綴	5年	2(2)①	移管
				・ 原議 ・ 通知		新型コロナウイルス感染症 対策関係	〇〇年度新型コロナウイルス感 染症対策関係	5年		
	情報提供に関す る事項			・ 原議 ・ 通知	企画・法規関係	労働基準関係情報メール窓 口綴	労働基準関係情報メール窓 口綴	5年	— — — — —	廃棄
	労働基準監督官 採用試験に関す る事項			・ 試験問題 ・ 合格発表者リスト	監督関係	労働基準監督官試験関係	令和〇〇年度労働基準監督 官試験関係	5年		
	中央監察に関す る事項			・ 通知	監察関係	監察関係	令和〇〇年度監察関係	5年		
	社会保険労務士 に関する事項			・ 事業計画認可 ・ 届出	社会保険労務士関係	社労士試験	試験事務	5年		
				・ 合格者名簿	社会保険労務士関係		合格者	30年		
				・ 申請書 ・ 合格証明書	社会保険労務士関係	合格証明書	合格証明書	3年		

労働基準局監督課 標準文書保存期間基準（保存期間表）

令和7年4月1日から適用

文書管理者：労働基準局監督課長

事項		業務の 区分	当該事務に係る 行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等 の名称)	保存 期間	文書管理規則の 別表 2 の該当 事項・業務の区分	保存期間終了 時の措置	
				・ 資格審査会	社会保険労務士関係	社会保険労務士（登録等）	資格審査	5 年	—		
				・ 報告書	社会保険労務士関係		社会保険労務士（登録等）	1 年			
				・ 認可申請書	社会保険労務士関係	許認可等	試験事務規定	30年			
				・ 指定申請 ・ 照会	社会保険労務士関係		社会保険労務士法第 2 条第 1 項第 1 号の 6	30年			
	個別紛争解決手 続代理業務試験 に関する事項			・ 事業計画認可 ・ 届出	社会保険労務士関係	個別紛争解決手続代理業務 試験	試験事務	5 年			
				・ 合格者名簿	社会保険労務士関係		合格者	30年			
	社会保険労務士 連合会に関する 事項			・ 通知	社会保険労務士関係	全国社会保険労務士連合会	通知	3 年			
				・ 報告	社会保険労務士関係		報告	3 年			
	中小企業等協同 組合に関する事 項			・ 定款変更認可申請 ・ 事業報告	社会保険労務士関係	許認可等	中小企業等共同組合	5 年			—

その他上記の分類により判断し難いものについては、文書管理者に適宜相談すること。